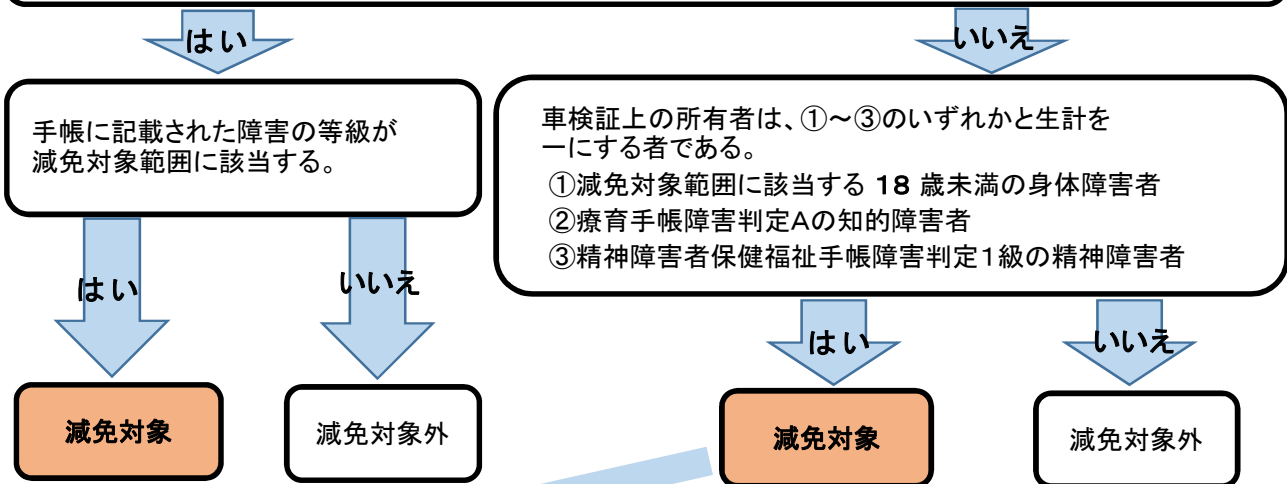


身体障害者等の軽自動車税(種別割)減免制度について

○減免要件

次の図を参考に、車両が減免対象であるかどうかご確認ください。

課税される年度の4月1日時点で、減免を受けようとする軽自動車等の車検証上の所有者(※4)は、身体障害者／療育／精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である。



※減免対象の場合でも、注意事項を必ずお読みください。

【注意事項】

- ※1 身体障害者等のために使用(通学・通院など)される軽自動車に限ります。
- ※2 運転者が障害者本人あるいは本人以外かどうかで、減免の範囲が異なります。
- ※3 減免は、軽自動車・普通自動車を合わせ1人1台のみとなります。 ※事業用車両・小型特殊自動車は対象外です。
- ※4 ローンで購入し所有者が法人である場合は、使用者が障害者本人であることが要件となります。
- ※5 構造が身体障害者や精神障害者のために改造してある場合は減免の条件が異なります。
- ※6 運転者が同居の家族でないまたは世帯分離している場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要です。

・戦傷病者手帳をお持ちのかた
・上記以外の手帳をお持ちのかた

・・・ 県福祉政策課にて交付
・・・ 市福祉課障害福祉係にて交付

○必要書類

- ・軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等の減免)
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書
- ・生計同一証明書または常時介護証明書(上記※6に該当する場合)
- ・身体障害者(療育・精神障害者保健福祉・戦傷病者)手帳
- ・運転者の運転免許証 ※マイナ免許証の使用については、税務課諸税係にお問い合わせください。